

しよとくぜい

所得税 のこと

しよとくぜい

○ 所得税とは

その 年としの 1月がつから 12月がつまでの 所得しよとくに ついて、国くにに 払はらう 税金ぜいきんです。

毎月まいつき 給料きゆうりょうを 受け取る 人ひとの 所得税しよとくぜいは、普通ふつう、給料きゆうりょうから 自動的じどうてきに 引ひかれます。

* これを 源泉徴収げんせんちようしゅう、給料天引ききゆうりょうてんびきと 言いいます。

外国籍がいこくせきの 人ひとの 場合ばあい、居住者きよじゅうしゃと 非居住者ひきよじゅうしゃに よって、税金ぜいきんが かかる 範囲はんい、率りつなどが

ちが
違ちがいます。

* 居住者きよじゅうしゃとは、日本にほんに 住所じゅうしょが ある 人ひと、または 日本にほんで 1年ねんいじょう以上 続つづけて 住すんで

いる 所ところが ある 人ひとです。

居住者きよじゅうしゃの 場合ばあい、税金ぜいきんの 率りつは、日本人にほんじんと 同おなじです。

居住者きよじゅうしゃで ない 場合ばあい、所得しよとくの 20.42%が 原則げんそくです。国くにと 国くにとの 約やく束そくが あって 税金ぜいきんを

払はらわなくても いい 場合ばあい (租税条約そぜいじょうやくが ある 場合ばあい) は 違ちがいます。

げんせんちようしゅうひょう

○ 源泉徴収票

その 年としの 1月がつから 12月がつまでの 給与きゆうよの 全部ぜんぶの 額がくと、払はらった 所得税しよとくぜいの 額がくなどが

か 書かいて ありまあります。働はたらいた 年としの 次つぎの 年としの 1月がつの 最後さいごの 日ひより 前まえに、事業主じぎょうぬしから

う と
受うけ取りまあります。

とし とちゅう かいしゃ や たいしよく ひ げつ す まえ
 年の 途中で 会社などを 辞めた ときは、退職の 日から 1か月が 過ぎる 前 までに
 う と
 受け取ります。

げんせんちようしゅうひよう ぜいきん はら しょうめい しょうい ざいりゅうしかく こうしん
 源泉徴収票は、税金を 払った ことを 証明する書類です。在留資格を 更新する

ひつよう たいせつ も
 ときなどに 必要なので、大切に 持って おいて ください

ねんまつちようせい ○ 年末調整

まいつき きゅうりよう ひ しょとくぜい まいとし お ごろ ねんまつ ちようせい
 毎月の 給料から 引かれる 所得税については、毎年の 終わり頃(年末)に 調整します。

しょとく ぜんぶ がく はら ほけんりよう ちようせい
 所得の 全部の 額や、払った 保険料などに よって、調整します。

しょとくぜい はら ばあい かね かえ ほんたい
 所得税を 払いすぎて いた 場合には、お金を 返して もらう ことができます。反対に、

はら ひつよう ばあい はら
 もっと 払う 必要が ある 場合には、払って ください。

てつづ こようぬし
 手続きは、雇用主が します。

にほん こくがい かぞく じぶん せわ かぞく ふようかぞく みと
 日本の 国外に いる 家族も、自分が 世話を している 家族(扶養家族)として 認められる

ばあい くわ ぜいむしょ ぜいむそうだんしつ き
 場合が あります。詳しい ことは 税務署や 税務相談室に 聞いて ください。

れんらくさき
 (連絡先)

にしのみやぜいむしょ
 ・西宮税務署 0798-34-3930

たっくすあんさー こくぜいちようほーむぺーじ
 ・タックスアンサー 国税庁ホームページ ↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

※ 詳しい ことは、日本語が 分かる 人と 一緒に 聞いて ください。

せいかつ 生活の いろいろなこと (西宮市の 場合)